

障発 0701 第 1 号

令和 7 年 7 月 1 日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
関係団体の長
地方厚生(支)局長
殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長

(公 印 省 略)

「指定施設における業務の範囲等について」の一部改正について

精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）第 7 条第 4 号の規定に基づき、厚生労働省令で定める施設における、同法第 2 条の精神保健福祉に関する相談援助業務の範囲等については、平成 23 年 8 月 5 日障発 0805 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「指定施設における業務の範囲等について」により示されているところであるが、今般、当該通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 7 月 1 日から適用することとしたので、御了知願いたい。